

危ない会社の見分け方

(倒産直前に出てくる兆候)

	第 1 段 階 (倒産の前兆)	第 2 段 階 (倒産の危険大)	第 3 段 階 (倒産の一步前)
経 営 者	<ul style="list-style-type: none"> ・業歴が古いのにNo.2 が育たない ・公職に関係しすぎる ・公私混同タイプ ・倒産の前歴がある ・経営者の病気 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の生活の乱れ ・経営者の刑事事件 ・経営者の死亡 ・保証被り ・酒を飲む機会が、やたらと多くなった 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先への異例な低姿勢 ・役員、幹部の退社 ・役員相互の悪口、責任のがれ ・経営者の不在がち ・経営者の急激なやつれ
従 業 員	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が自社の悪口を話す ・従業員の定着率が悪い ・受付の態度がよくない ・従業員の給料が高すぎる 	<ul style="list-style-type: none"> ・有能社員の首切り ・従業員の横領事件 ・現場でブラブラしているのが目にあまる ・従業員の自発的退社が目につく 	<ul style="list-style-type: none"> ・経理責任者が不在がち ・幹部社員の退社 ・経理担当者の退社 ・従業員の小口横領の多発 ・受付の態度が何か白々しい
販 売 ・ 仕 入 ・ 経 理	<ul style="list-style-type: none"> ・納期が遅れがち ・セールスマンの代金回収怠慢 ・従来と異なった取引先が増加 ・売り上げの減少傾向 ・借入依存が高く金利流出が多い ・決算粉飾 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力以上の受注・発注 ・異例な好条件 ・荷動きに何か不審がある ・多額の焦付発生 ・多額の赤字発生 ・ジャンプ手形の要請 ・取引先の担保設定 ・高利金融の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理な押込み販売 ・乱売・安値売り ・給料の遅配、税金の滞納 ・融手操作 ・高利金融の複数利用
風 評 ・ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・分不相応の車や場所への出入り ・業績が浅いのに幹部が多すぎる ・規模の割に従業員が多い ・同族経営が長く続き組織が老朽化 ・新しい機械が活用されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・同業者間で噂がたつ ・バクチに深入りしている ・メイン銀行の変更と取引銀行の分散 ・取引先の倒産 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者間での倒産の噂 ・寒々とした雰囲気 ・メイン銀行の撤退

ブラックリスト掲載コメントとその内容

	コメント	内 容	実務上の留意点ほか
1	市中に手形出回る	その企業振出しの手形が市中金融業者に複数枚数割引資金化に持ち込まれていること(正規金融機関では資金化不能のため)。	手形の出回り度合いにもよるが、再度出回るとは手形振出人の資金事情悪化、信用低下の表われ。要注意警戒の先。
2	手形出回り	上記に同じ	従来の実証からいって、半年以内に複数回あるいは毎月連続してこの種の情報出回りの場合は、資金繰り破綻、倒産に近い。
3	手形金額大	割引に持ち込まれた手形の金額が大きく警戒されたことで、振出人企業規模にもよるが一般には1000万円以上の手形でいわれる。	割引持ち込みの手形金額が、振出人またはまたは裏書人の営業規模に比較して異常に大きいことは営業取引以外の手形の可能性大。
4	手形成因不審	手形成立原因が不審ということで、振出人-裏書人の業種面・流通経路上の位置・手形金額などから不審が持たれるケース。	手形成立原因が不審あるいはノーマルでないこと(ときに手形の流れが逆)ということは融通手形の懸念大とみる。
5	手形成因不明	手形成立原因が不審とまでいわないが、上記の関係から明確でないもの。軽い不明ではなく、不審に近い不明ととるべき。	手形成因が明確でないケース、不透明なケースは、与信判断担当者としてはやはり融手操作の懸念ありと読むべき。
6	成因不審手形出回る	手形成立原因の不審の手形が複数枚数市中金融業者に割引に持ち込まれていることで、業者間で悪評が高まっているとみる。	手形成因不審(不明)の手形が再度市中金融業者に資金化に持ち込まれている事実は、融手操作進行を裏付けるもの。
7	手形裏書人筋不明(裏筋不明)	手形裏書人の業種業態・流通経路上の位置などから手形の流れ不明確視され、手形成立原因にも不審が持たれるケース。	手形振出人と裏書人の関係が不明確またはノーマルでないことは、融通手形の懸念大とみるのが金融マンの見方。
8	業種好まず	市中金融業者間において手形振出人の業種を健全とは見ていないことで、担当者の主観、行政規制などの要素も加わる。	この点については必ずしも全面採り入れはできないが、不健全業種・不安定業種企業は銀行としても敬遠が賢明。
9	業績不振	手形振出人の業績が芳しくないことで、減収・現役・赤字発生などを意味する。必ずしも厳密な財務考察に立つとは限らない。	決算書面その他で業績不振ないし悪化企業の振出し手形は当然決済安全度小。表面的銀行信用照会のみ信用は不可。
10	資金繰り多忙	手形振出人の資金繰りが繁忙なことで、手形市中出回り状況・資金収支状況・融資申込状況などから判断されたもの。	手形振出人の資金振出人の資金繰り不良を何で判定したかは別として、側面的に金繰り不良が見られる先は警戒が当然。

危ない会社のA～Z

—観察と情報収集から判明する取引得意先の経営実情・実態—

A	差押え
B	手形出回り
C	累積赤字
D	資金繰り多忙
E	焦付発生
F	業績不振
G	収益低調・採算割れ
H	借入過多
I	融手・貸手形
J	問い合わせ多発
K	回収遅延
L	市中金融担保
M	手形ジャンプ
N	関連会社不渡り（倒産）
O	支払遅延
O 1	返済遅延
P	業容不安定
Q	逮捕・摘発
R	第二会社
S	保証破り
T	経営権譲渡
U	設備投資過重
V	企業・個人担保
W	代表個人不渡り
X	市中利用
Y	その他
Z	過去1回不渡りあり